

認知機能の低下した高齢者の外来運転支援 ～運転適性評価・安全運転指導・運転卒業支援の一体化～

園原和樹, 佐藤理恵, 中山聖悟, 中山諒太, 深澤聰志, 松塚翔司



2025年11月29日
第9回 日本安全運転医療学会学術集会

桔梗ヶ原病院



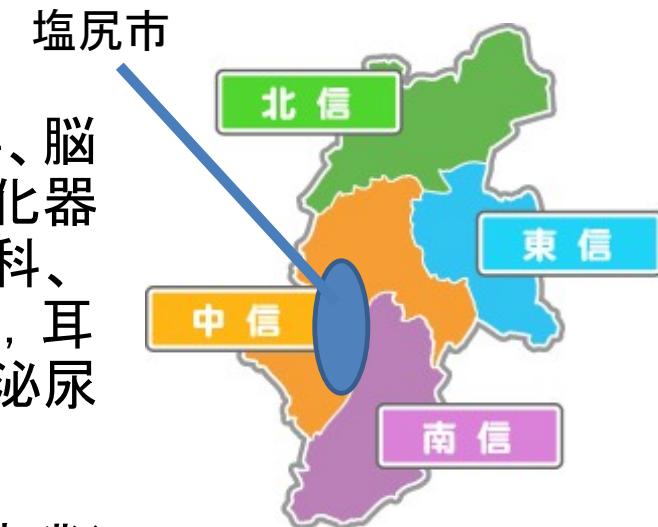
所在地: 塩尻市宗賀1295番地

I. 病床数145床

- ・一般病棟45床
- ・回復期リハビリテーション病棟40床
- ・地域包括ケア病棟20床
- ・療養病棟40床

II. 診療科目

内科、循環器内科、脳神経内科、外科、消化器外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、婦人科、泌尿器科

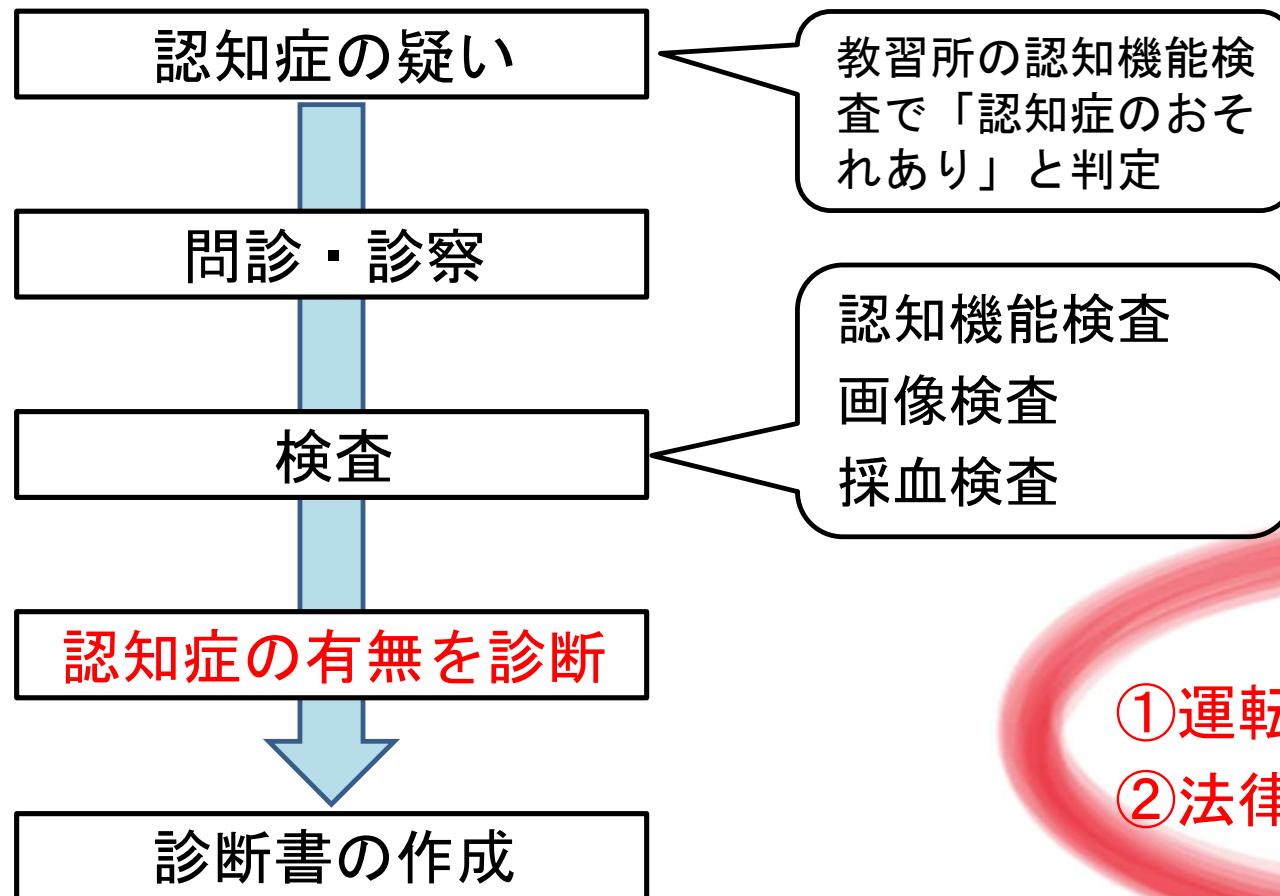


III. 特殊外来(委託事業)

- ・高次脳機能障害支援拠点病院
- ・認知症疾患医療センター

- ・**成人の認知機能障害を幅広く診ることができます。**
- ・**脳血管障害・認知症について、同一の運転支援チームによる一貫した運転支援を実施。**

運転診断書の作成の流れ(一般的)



【課題】

- ①運転能力の評価の過程がない。
- ②法律についての説明がない。

認知症と道路交通法

I. 認知症は「自動車等の安全な運転に支障をおぼすおそれがあり、運転免許の取り消しまたは停止の理由となる病気（一定の病気等）」に該当する。

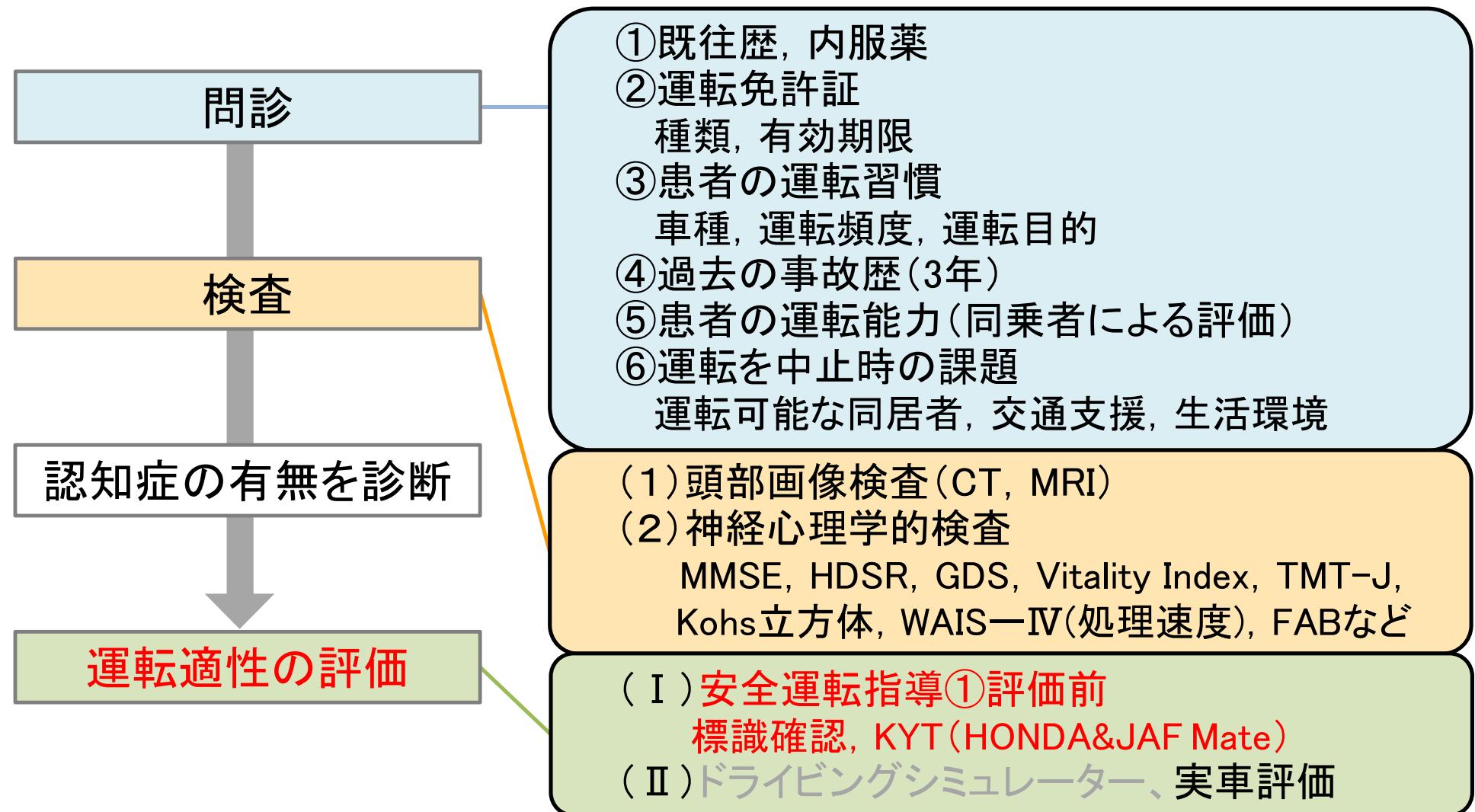
II. 医学における認知症 = 道路交通法における認知症ではない。

道路交通法第90条において、認知症とは「介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者」と定められている。

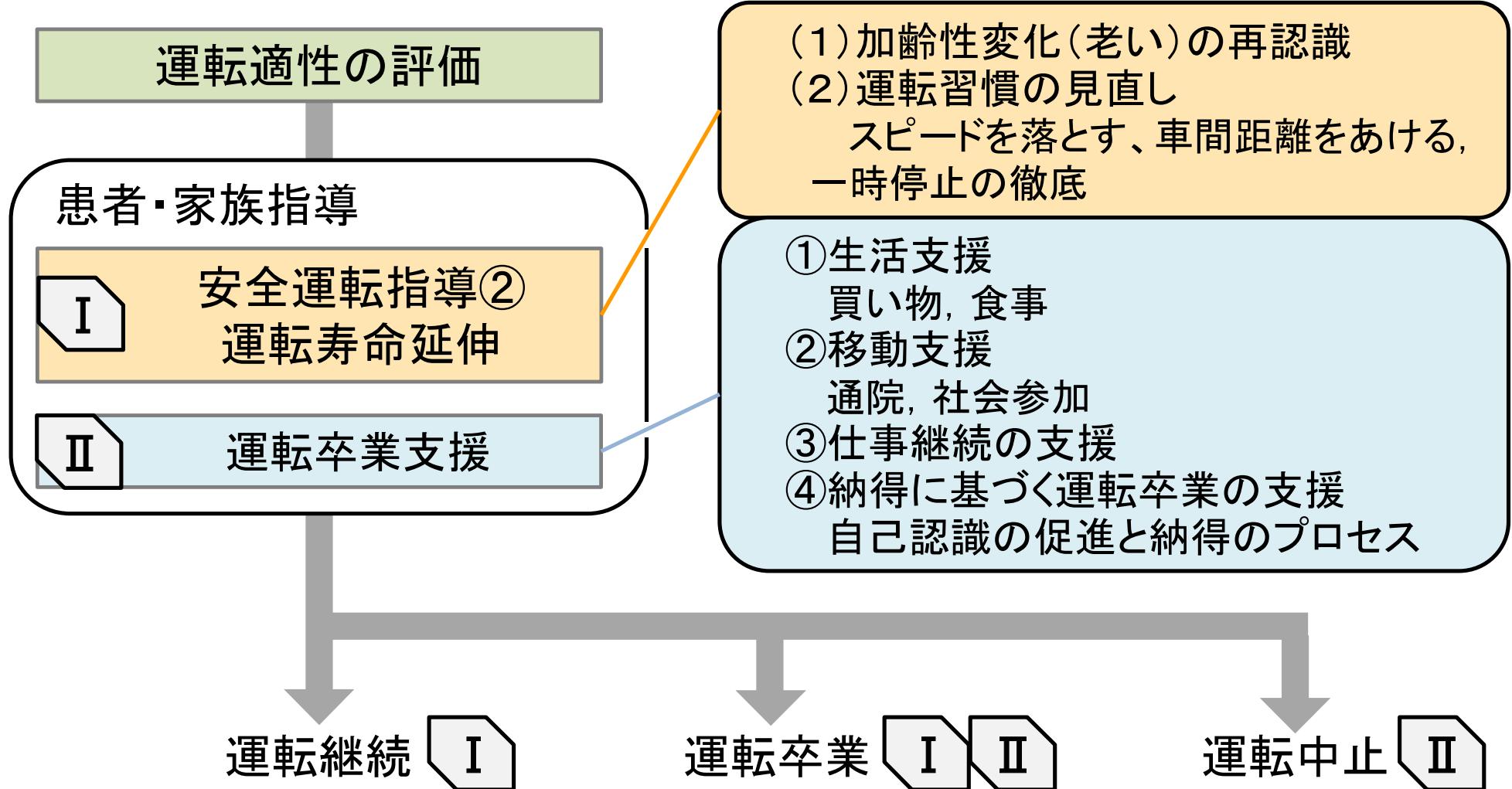
道路交通法における認知症は「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」である。

III. 認知症は相対的欠格事由に該当するため、病名により一律に自動車運転を禁止するのではなく、認知症により自動車運転に支障が生じているかを基準として運転継続の可否を個別に判断する必要がある。

桔梗ヶ原病院における運転支援外来①運転適正の評価



桔梗ヶ原病院における運転支援外来②患者・家族指導



結語

- I . 高齢運転者の運転支援では、①運転適性評価、
②運転寿命延伸のための安全運転指導、③運転卒業
支援が重要である。
- II . 認知機能の低下した高齢者の運転適性評価では、
運転可否の基準が曖昧であるため、老年期の特性を
踏まえた運転評価が重要なポイントとなる。